

経済産業省

官 印 省 略
20191205電委第3号
令和元年12月9日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給区域外に設置する電線路による供給の許可について（回答）

令和元年12月5日付け20191202資第5号により、貴職から当委員会に意見を求められた供給区域外に設置する電線路による供給の許可について、電力の適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該供給区域外に設置する電線路による供給の許可については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12年7月1日付け20160325資第8号。以下「審査基準」という。）第1（15）①のうちその供給区域が他の一般送配電事業者の供給区域における需要に応じ行われるものであるときにおいて、当該他の一般送配電事業者がその供給を行うことが経済的に合理性が認められない場合に適合していると認められ、かつ、審査基準第1（15）②に適合していると認められました。